# 自然哲学に関する2つの考察

哲学倫理学特殊 1M 学期末レポート

作成者氏名:荒金彰

所属:文学部哲学専攻3年 学籍番号:12000555

## [議論の構成]

(1) 所産的自然についての考察

中心的問題:「自然に反することは悪であるか」

(2) 自然の産出性についての考察

中心的問題:「自然の産出性と所産的自然は厳密に区別しうるか」

# [自然哲学]

シェリングは、「自然」を2つに区分して捉えていた。

- 1. Natura naturata (産み出された自然)
- 2. Natura naturans (産み出す自然)

本稿では、これらの自然がどのようなものとして考えられるかを検討する。

自然界を見渡すと我々は何を観察できるだろうか。地上では山があり川が流れ、様々な植物や動物が生きており、天上では星々が生まれては死んでゆく様を見ることができる。

- (1) これらすべて我々の五感が直接捉えることのできるものを、Natura naturata(産み出された自然)と理解し、そしてこの Natura naturata を産み出しているもの(これを認識できるのは五感ではなく知性である)を Natura naturans(産み出す自然)と理解することができる。この見解は概ね妥当であるように思われる。
- (2) また、「産み出す自然」は「産み出された自然」と同じような仕方で存在するとは考えられない、とする見解も妥当であるように思われる。

しかし私は本稿を通して、(1)(2)両方の見解に対して若干の考察を加えたい。

#### (1) Natura naturata とは何か

Natura naturata が何であるかを理解することは一見容易であるように思える。まずは、我々が五感によって捉えることのできる、山・川・森といったものが、「産み出された自然」である、という理解ができる。また、人間の身体も「産み出された自然」である、と多くの人は認めるであろう。なぜなら人間の身体は、自然界に存在する他の動植物と同様に、生命進化の長い歴史を通じて形成させられてきたものだからである。

しかし、人間が生み出したもの、たとえば様々な工具や書物、そして市街地や工場といったものは、一般に自然の一部であるとは考えられていない。ここで生じる私の関心は、第一には (1-1) それがなぜそう考えられていないのかということにあり、第二には (1-2) 自然の一部であることは規範的望ましいこと (善) であるのかということにある。なお、ここで私が問題にしたいのは、語法上の表面的な差異ではなく、人間と他の動植物との間に考えられる根源的な差異である。

- (1-1) 鳥の作った巣が自然の一部であると考えられ、人間の作った建造物が自然の一部ではないとすれば、両者の間には何の違いがあるだろうか。この問いについて私が思いつく回答は、次の2つである。
- (A) 自然全体と調和するか否かによって、それが自然の一部であるか否かが決まる。

(B) 人間の所産が自然の一部ではない理由は、人間に特権的な地位があるからである。 以下では、これら2つの考え方を検討する。

## (A) 調和説

この説をとる人は、次のように論じるだろう。鳥が作った巣は、周囲の自然を破壊することがないため、全体の自然と調和している。しかし人間の建造物は、周囲の自然を破壊するため、全体の自然と調和していない。したがって鳥の所産は自然の一部であるが、人間の所産は自然の一部ではない。

調和説の特長は、善悪の判断に言及する倫理学にも適用できる点である。このことは、た とえばシェリング自身も言及していた「病気のたとえ」によって、以下のように説明でき る。

すなわち、細胞や諸器官といった部分の利益のために、身体全体を健康に保つという利益を犠牲にすれば、全身は病気となり、身体の部分である細胞や諸器官も死に至る。このとき、全身の病気という不利益をもたらすものが「悪」とみなされる。したがって、**全体の利益と部分の利益が対立したとき、後者を優先させることが悪とみなされる**。同じように社会においても、悪とは全体の利益に反することであって、このために社会全体の秩序を乱す行為は犯罪として悪と認定される。

しかしこの説は次の問題を含んでいる。第一には、ヘラクレイトスの立場から出てくるように、「火は土の死を生き、空気は火の死を生き、水は空気の死を生き、土は水の死を生きる」という言葉でもって、あらゆる存在者は他の何者かを犠牲にしなければ生きながらえることができないということが指摘される点である。人間だけでなくあらゆる動植物もまた、周囲の何らかの自然を破壊せずには生きてゆくことができないのである。これは、見事に均衡が取れているかのように見える自然も、実は戦いと争いに満ちており、各々が自分の利益を最大限に追求することが自然の調和を形成すると考える立場である。

第二に、調和説は全体主義的であり、全体を構成する諸部分に注目がなされていない、という指摘がされる。

これらの問題は次のようにして克服される。第一の問題について、ヘラクレイトスの立場は経済学における「神の見えざる手」の着想と同じ問題を含む。すなわち、両者の立場は市場の競争原理に放任させることで均衡が保たれると主張するものであるが、この原理のもとでは絶えず戦いが生ずるため人々が休まることはない。そのため、人々は調和を求めて自発的に休戦協定を結ぶようになる。そして、この「消極的な停戦による均衡」もまた、「積極的な競争による均衡」と同様に調和を形成するはたらきなのである。このように調和説の理解を修正することによって、第一の問題は克服される。

第二の問題については、「全体が生きなければ部分が生きず、また部分が生きなければ全体も生きない」という方向へ調和説を修正することによって克服される。したがって、全体の意志と部分の意志が、最大限共存可能である状態こそが善と呼ぶにふさわしいと結論づけられる。

## (B) 特権説

この説をとる人は、次のように論じるだろう。「人間には特権的な地位、すなわち自由が与えられており、これは人間が高度な知性を持っていることによる。というのも知性とは諸物を思いのままに制御する方法を知ることにほかならず、思いのままに制御できることはすなわち自由を意味するからである。(例えば人間は川の性質を知ることで、川の流れを自在に制御できる。)

したがって、ただ物的法則に支配されるだけの動植物の行動と、知性によって諸物を制御する人間の行為は、原理からして異なるのである。それゆえ動物の所産は自然の一部であるが、人間の所産は自然の一部ではない。」

特権説の特長は、次のようなものである。第一にこの説は、なぜ世界に悪が存在するのかという問題を、「想像神は積極的な悪を作った」「悪は善の欠如である」といった議論抜きに、つまり悪が積極的なものであるか消極的なものであるかという問題を考えなくても、次のようにして無理なく処理することができる点である。すなわち、「人間はその知性能力によって、自然から逸脱する自由も、自然に従う自由も許された。神は悪をつくらなかったが、人間が知性を持つことを許した。そしてこの知性は、人間に自然界の諸物を制御することを可能にするものであるから、自由を意味する。しかし人間は、与えられた自由の使用法を誤って、悪に陥ることがある」という形で考えられる。

第二の特長は、悪が人間のみに行いうるものであって、動物は裁判で裁かれることがない という、現状我々の多くが認める見解とも一致している点である。

第三に、知性を持つ人間が自然史において特別な地位を有することに関して、シェリングの見解とも一致している。シェリングによれば、物体から自然の原理を認識する知性が生まれるという一連の生命進化の歴史は、自然による自己認識の過程である。つまり、自然界が全体論的に捉えられ、自然の部分としての人間が、自己(自然)を認識するという構図をシェリングは提示する。

この説の問題点は、次のようなものである。それは、機械的な動植物と自由意志を持つ人間との対比があまりに陳腐である、というものである。現状は、生物学の知見の浸透による影響から、人間と動物の能力には相対的な程度の差があるのみであり、人間に絶対的な地位は見出せないという理解が一般的であると思われる。しかし、仮に動物と人間の知性能力の差が程度問題にとどまるとしても、知性の程度、そして自然界の諸物を多岐にわたって制御する自由の程度が、人間においては他の動植物に比較して突出して卓越している点は、依然として認められうるであろう。したがって人間が絶対的でないにしても特権的な地位を与えられているという理解は依然として認められるため、問題は克服される。

ただし、これら 2 つの考え方 (調和説と特権説) は、常に論理的に矛盾するものではなく、整合する形で理解することができる場合がある。例えば、「人間は卓越した知性や自由という特権を与えられつつも (特権説)、絶えず自然との調和を念頭に置いて行為することが求められている (調和説)」という形で。

しかし調和説と特権説は、次のときに対立する。人間が自然に調和する作品を創造したとき、調和説はそれを自然の一部であると主張するのに対して、特権説はそれを知性と自由の結果産み出された、自然の一部ではない人間の所産であると主張する。

- (1-2) ここで、**自然の一部であることは規範的望ましいこと (善) であるのか**という関心に対して、暫定的に次の 3 つのありうる見解を、大まかに提示しておく。
- (あ) 自然に反することは悪ではない。もし仮にそうなら、自然を部分的ではあるにせよ破壊することによってしか生きながらえることのできない動植物は、みな悪であるということになる。しかし実際に我々は生きているだけで断罪されることはない。誤った結論が出てきたのは、「自然に反することは悪である」という前提が誤っているからである。(背理法)
- (い) 自然に反することは悪である。したがって自然を部分的ではあるにせよ破壊してしまう我々は、生きるうえで常に悪を伴う。しかし悪を伴っているということから、これからも悪のうちにとどまり続けることが許されることは導かれない。むしろ、我々は悪にありつつも、常に善に向かって歩み続けることが求められる。

(う) 1 つの行為は、同時に自然に従っており(自然のある部分を産み)、かつ自然に反している(自然のある部分を殺す)ということがありうる。例えば、自然界における生存競争とは「特定の産出活動に対する妨害もまた他の産出活動である」、ということである。すなわち自然とは、産出活動 A と産出活動 B の衝突である。生きること・産むことが自然の性質であれば、また死ぬこと・殺すことも自然の性質である。ただし、「全体の意志と部分の意志が、最大限共存可能できる状態」こそ、我々が目指すべき地点である。というのも、産出活動 A と産出活動 B の衝突は、すなわち一つ上の階層の産出活動 C であり、上の階層の産出活動に調和した産出活動が最も安定しているからである。個体は生命である。個体同士の衝突である種(あるいは社会)もまた一つ上の階層の生命であり、種と種の衝突もまた生態系という一つ上の階層の生命である。生態系同士の衝突もまた、地球という一つの生命である。星々の衝突もまた、宇宙という一つの生命である。(弁証法的生命論)

# (2) [Natura naturans とは何か]

Natura naturans は、自然界に存在する諸物を産み出している、自然の原理あるいは自然 法則であると理解できる。すなわち Natura naturans とは、「創造者としての神」の、ひと つの表現である。

自然法則は、常に具象化するところの質料を必要としている。というのも、もし仮に法則のみがあって、法則が作用するところの質料を欠いていることが許されるとしても、法則は例化されず、したがって確認されることもない。一才例化されない法則は、誰が観測することも主張することもできず、無いに等しい。

質料の方もまた、それが従うところの法則なしには現れようがない。なぜなら、現れているということは既に何らかの法則に従っていることを伴わずにいられないからである。

物体は必ず法則に従い、また物体のないところに法則は確認できない。物体は法則を伴わずにはいられず、法則もまた物体を伴わずにはいられない。私はここで、Natura naturata と Natura naturans は厳密に区分できるものなのか、という疑問を提示する。

この自然哲学的疑問を提示することには、次の意義がある。すなわち、色は必ず物体を伴い、また物体も必ず色を伴うという気付きから、物体が光を吸収する性質によって色を説明するという学問的成果が生じた。このことから、物体と色が統一的に理解されたのと同様にして、物体と法則が統一的に理解される可能性を、考えることができるように思える。

現状は、「法則」と「物体」は別のものであるという考え方が支配的である。これは物理学の影響にはじまったことではなく、アリストテレスの質料形相論よりも前の、エンペドクレスやアナクサゴラスにまで遡れる。知性的なものが物体を支配するという考え方は、シェリングもこれを受け継いでいると思われる。

なお、法則と物体の関係について、古代ギリシアでは次の3つの考え方が提示されていた。

- 1. 自己原因説:運動は、物体そのものに魂があることによる(タレス)
- 2. 外部原因説:運動は、物体を支配する何らかの原理が、物体の外部からはたらいていることによる (エンペドクレス、アナクサゴラス)
- 3. 無原因説:物体の運動に原因はなく、原理と思えるものはみな錯覚であり、諸物は空虚 を漂っているにすぎない(デモクリトス)

現状の自然科学では、2つ目の「外部原因説」が最も有力とされ、ほぼ疑いのないものとなっている。

私は、「法則と物体は厳密には区別できない」ということついて確信に至った訳ではなく、従来支持されてきた外部原因説をより慎重に検討してみたいという関心からこの疑問を提示した。